

第1回山梨県特別職報酬等審議会議事録（R7. 10. 28）

司会：今日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。ただ今から、山梨県特別職報酬等審議会を開催します。私は、本日の進行を務めさせていただきます、山梨県総務部企画調整主幹の鈴木と申します。よろしくお願い申し上げます。

委嘱状につきましては、送付させて頂いておりますこと、ご了承をお願いします。

第一回目の審議会であり、皆様の紹介をさせていただくところ、お手元に配付の委員名簿により、委員の紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、2名の委員につきましては、所用により欠席との連絡を頂いております。ご了承をお願いいたします。

次に、審議会の概要について説明をさせていただきます。

三井次長：本審議会は、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条に基づき設置された県の附属機関であり、議会議員の報酬並びに知事及び副知事の給料の額について審議を行うことを担務としています。

委員の定数は10人で、任期は当該諮問に係る審議の期間とされており、会議の定足数は条例施行規則第5条により過半数と定められています。

審議会には、会議及び職務代理のことが条例及び施行規則により定められており、会議は県の審議会等の会議の公開等に関する指針に基づき、原則として公開で行われます。報酬等の改定には、審議会の意見を踏まえた上で、県議会に改正案を提出する必要があるとございます。

司会：ご質問などございますか。よろしいでしょうか。それでは、これより議事に入らせていただきますが、まず、山梨県附属機関の設置に関する条例、第5条の規定によりまして、会長を定める必要があるとございます。委員長について、ご意見等はございますか。

委員：私といたしましては、**委員を会長に推薦をいたします。特別職の報酬等については、中立公正かつ客観的な立場から審議を進めることが極めて重要であります。その点、委員は、これまで行政委員や幅広い分野の市議会委員を歴任されまして、豊富な経験と高い専門性をお持ちでいらっしゃいます。こうしたご経験を踏まえ、委員が本審議会の会長として最も適任であると考え、推薦申し上げます。よろしくお願いいたします。

司会：委員から**委員に会長をお願いしたいとのご推薦がありました。他に意見等がございませんようでしたら、**委員に会長をご担当いただきたく存じますが、いかがでしょうか。それでは**委員にお引き受けいただけますでしょうか。

司会：それでは委員、会長席へ移動をお願いいたします。

司会：委員に会長をお引き受けいただきましたので、会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長：はい、ただいまご推薦いただきました**と申します。今日は皆様、遠方より、またオンラインでご参加いただきまして、お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。本審議会は、議会議員の報酬や知事等の給料等の決定にあたり、公平を期するために設置されたものになっております。その責任の重さを深く感じているところでございます。今後、皆様のご協力を賜りながら、会長として職責を全うしてまいりたい

と思いますので、何卒よろしくご協力のほどお願い申し上げます。では、審議の方に移らせていただきます。

司会：ありがとうございました。それでは、石寺副知事から諮問をお願いいたします。

石寺副知事：議会の議員の議員報酬の額、並びに知事及び副知事の給料の額改定について諮問します。よろしくお願いいたします。

司会：石寺副知事はここで公務のため退席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。諮問文は、資料1として写しをつけてございますので、ご確認いただきたく存じます。内容は、後ほどご説明いたします。

議事の進行につきましては、附属機関の設置に関する条例第6条第1項により、附属機関の会議は会長が議長となることとされておりますので、会長をお願いいたします。また、本日は委員の2分の1以上の出席があり、条例第6条第2項に規定する定足数を満たしていることをご報告いたします。

会長：それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。当審議会においては、施行規則第4条により副会長が置かれておりませんが、附属機関の設置に関する条例第5条5項第5号により、副会長が置かれていない附属機関にあたっては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとされております。このため、私から職務代理を指名させていただきます。本審議会の職務代理として、※※委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議事の進行を円滑に行えますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。審議手順として、「諮問事項」、次に「意見を求める事項」をご審議いただくこととします。それでは、諮問事項としまして、議会の議員の議員報酬の額、並びに知事及び副知事の給料の額の改定の必要性の有無を議題といたします。事務局からご説明をお願いいたします。

三井次長：人事課長の三井と申します。よろしくお願いいたします。それでは説明の方をさせていただきます。まず今回の諮問の内容について、細かく説明をさせていただきますと思います。

お手元の資料の1をまずご覧ください。本審議会は平成22年以来、15年ぶりの開催となります。一般職の給与は近年増加の傾向にございまして、直近では4年連続で引き上げられておりますが、議員報酬や知事、副知事の給与の額は平成22年11月の改定以降据え置きとなっております。なお、この間、全国31都府県で報酬の改定が行われているところでございます。こうした状況を踏まえ、まず諮問事項といたしまして、議会の議員の議員報酬の額、並びに知事及び副知事の給料の額の改定の必要性の部分につきまして、ご意見を賜りたいと考えてございます。また、意見を求める事項といたしまして、代表監査委員の給料の額、行政委員等の報酬の額の改定の必要性などについても、ご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、別の資料の2になりますが、1ページをご覧ください。本県における報酬改定の基本的な考え方でございますが、下段に囲みがございます。その中に記載してございますが、国からの通知に基づきまして、3つの判断要素を総合的に考慮することといたしております。1つ目は、一般職の給与改定率の累積改定率。毎年的人事委員会勧告における一般職員の給与改定率を掛け合わせたものとなっております。2つ目は、社会経済状況。一般行政職と民間の平均給与月額の動向でございます。3つ目は、財政力指数類似団体のうち、人口規模類似団体との比較。こちらは、秋田

県、山形県、福井県、和歌山県、徳島県、佐賀県、宮崎県の7県との比較でございます。

続いて2ページをご覧ください。2ページ目から3ページにかけては、前回、平成22年の改定時の考え方や答申の概要について参考に添付してございます。なお今回、前回の考え方に基づき減額の改定を行ってございます。飛びまして4ページ目をご覧ください。今回の改定にかかる状況につきましてご説明をさせていただきます。まず1、上の方の表になりますが、一般職の給与改定率の累積改定率ですが、平成23年度から令和7年度の一般職の給与改定率を掛け合わせた連乗でございます。表の右下、6.37%となっております。次に下の2の社会経済状況ですが、一般行政職と民間給与月額を折れ線グラフで示してございます。平成23年度以降、減額傾向にございましたが、令和4年度以降増加に転じまして、一般行政職、緑色の数字になりますが、平成23年度は389,274円、令和7年度は390,710円とおおむね同程度の額となっております。改定率をご覧いただくと、6.37%と一般職の給与額が平成23年度に比べ増額しているように思いますがこの改定率には期末勤勉手当が含まれておりませんので、一般職の給与額の動向を正確に把握するためには、2の社会経済状況の数値をより注意する必要があります。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思います。財政力指数が類似している県のうち、本県と人口規模が類似している県と比較した表でございます。こちら中ほどの赤枠で囲った山梨県の額と、一番下段にございます端数処理をした平均額を比較しますと、おおむね均衡した額となっております。

続けて6ページをご覧ください。それでは今回の事務局案につきましてご説明をさせていただきます。事務局案といたしましては、議員報酬並びに知事及び副知事の給与について、今回は据え置きとしまして、今後の社会情勢を踏まえ、慎重に検討を行おうとしていきたいと思っております。その理由としましては、先ほど説明しました一般行政職の給与月額が、平成23年度と令和7年度でほぼ均衡しているため、急激に是正を要する条件ではないこと、また、類似県と比較しましても、概ね均衡が保たれていることでございます。なお、社会情勢は常に変化してございますので、今後は本審議会を定期的を開催し、ご意見をいただくことが望ましいと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長：ご説明ありがとうございました。それでは、これから皆様にご意見ご質問を頂戴いたしたいと存じます。忌憚のないご意見をお願いいたします。ご意見ご質問のある方は、手を挙げていただければと思います。

いかがでしょうか。ご意見、あるいはご質問でも、こちらをお願いします。

委員：ご説明ありがとうございました。事務局案として今回は据え置きとして、今後の社会情勢を踏まえ慎重に検討を行うとありますが、もうちょっと具体的な感じでご回答いただけますか。

三井次長：今のご質問にお答えしたいと思います。今回、15年ぶりということですが、給料もかなり上がってきてございますので、定期的に、2年、3年で、水準を確認することが必要になってくると思っております。山梨県の水準は、他県に比べても低い水準でございますので、なかなか開催するということはありませんでしたが、やはり、定期的に経済情勢等を踏まえて常に見ていく必要があると考えております。以上でございます。

会長：よろしいでしょうか。では、他にどなたかご質問、ご意見ございますか。

委員：いくつか質問をさせていただきたいと思っております。まず、山梨県の知事、副知事、議長、副議長、議員の改定前の金額はいつ何年だったのか、やはり今、私はこの据え置きではなくても、職務に見れば上がっていいのかなと思います。

もう一つは、その先ほど事務局からの説明で、定期的に2、3年っていう部分でありましたが、私の定期的とは毎年ではないかと思えます。2、3年で委員が変わるかもしれませんが、今後の社会情勢を踏まえるっていう部分であれば、毎年とした方がよいと思います。最終的には、類似県というか、社会情勢という部分も一つの目安だと思いますが、山梨県として考えた金額でもいいのかなと思います。

三井次長：今のご質問にお答えしたいと思います。改定前は、資料2の3ページにございますように、1%程度の見直しということで、1万円の引き下げという状況でございます。全国の傾向と3つの判断材料をもとにしまして、1%の減額とさせていただいたところでございます。

毎年やるべきだというご指摘いただきまして、確かに毎年ということも考えられますが、1年ごとで見ますと、変動が少ないと、報酬や給料に反映させることはなかなか難しいということも考えております。やはりある程度、傾向が出たところで、2、3年ぐらいいを目処に、検討させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

会長：皆さん、いかがでしょうか。

委員：2、3年とした理由を明確にした方が分かりやすいのかなと思います。

三井次長：ご意見ありがとうございます。こちらとしましても、社会情勢がここのところ、一年一年で変わっておりますので、本来でいけば一年ごとというのが望ましいと思いますので、検討の方はさせていただきたいと思っております。

関口部長：総務部長の関口でございます。三井次長の話、補足させていただきます。大変貴重なご意見をありがとうございます。くれぐれも申し上げたいのは、上げるため、下げるために、その理由がある時だけ開くということでは本来なくて、まさに額も定期的にチェックをしていきながら、その時の変化に合わせていくということですが、一方で、先ほども三井次長が申し上げましたように、明らかにこの程度の変化では、ほぼ影響がないような時に、果たして実質的なこの会議を開く意義があるかというところもございます。例えばリーマンショックのような急激な事態が起きた時には予断を持たず、2、3年ということに前提を置かず、すぐに開催を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

会長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。では委員お願いします。

委員：平成19年以降、30都府県で改定実施をされたということですが、何か傾向みたいなところがあれば、教えていただければと思います。

三井次長：改定の状況は、県ごとにかなり事情があるようでして、上げているところもあれば下げているところもあります。県の財政状況によるかもしれませんので、その辺りは傾向としてはいろいろということでございます。

会長：他にご意見ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。それでは委員の皆様から多くのご意見ご質問いただきましてありがとうございます。ご意見の概ねの方向性としては、事務局のご提案のとおり、答申案を取りまとめるということですのでよろしいでしょうか。では、そのように進めていただければと存じます。

では次に、意見を求める事項として、代表監査委員の給料の額の改定の必要についてを議題といたします。ご説明をお願いいたします。

三井次長：意見を求める事項について説明をさせていただきたいと思います。資料の２の２、７ページをご覧ください。代表監査委員の給与の額でございます。平成２２年の前回の審議会において、人口規模が類似する他県と比べて高水準であったということから、平均額を基準としまして減額改定を行うことが適当とされ、７８万円から６１万円に１７万円引き下げられたという経緯がございます。しかしながら、平成２９年に地方自治法の改正が行われ、監査委員には、財務監査に加えまして、行政監査、内部統制評価など、より高度で専門的な役割を新たに担うこととなってございます。各自治体においても、内部統制方針を策定するなど、監査体制を強化することとなったところでございます。８ページをご覧ください。地方自治法が改正された平成２９年度以降、岩手県をはじめ、９都県において給与額が改定されておりまして、その平均改定率は２．６８％となっております。事務局案といたしましては、代表監査委員が担う職務職責の増大に鑑みまして、その責任と専門性に見合う報酬水準とするため、平成２９年度以降改定を行った都県との均衡も考慮しまして、給料の額を６１万円から６３万円に改定することといたしまして、令和８年４月１日から適用したいと考えてございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長：ご説明ありがとうございました。それでは、これから皆様にご意見ご質問を頂戴いたしたいと思います。代表監査委員の給料の改定の必要性を含め、忌憚のないご意見をお願いいたします。

委員：質問になります。現在６１万円で、２万円引き上げて、６３万円とすることについて、職責職務の増大に鑑みというところで、この２万円引き上げた根拠は、差額の１万７千円をもとに、プラスしたという解釈でしょうか。

三井次長：ご質問にお答えします。委員、ご指摘のとおり、他の県の改定率、平均をとってというところでございます。

委員：例えば知事さん、副知事さん、議員さん、議長さん、その時に参考にしていた県と、今回の代表監査委員はまた違う県を、これは報酬を改定したところをピックアップしてやっぺらっしゃるということですよ。これはやはり先ほどと同じ都道府県と比べるとまだだいぶ違ってきてしまうということでしょうか。

三井次長：お答えします。先ほどの他県と比べると、だいたい同じような金額にはなっております。前回６１万円が、だいたい同じようなところと比べての数字になりますので、そこに少し上げさせていただいたというところでございます。

委員：はい、わかりました。ありがとうございます。

会長：他にご質問、ご意見はございますか。

委員：委員からもご質問がありましたが、他県の比較というところが気になりました。平成２９年に法改正がされて、業務内容がより専門的な役割を担うこととされたにもかかわらず、報酬が２万円しか上がっていないというのは、そのバランスからして少し疑問に思いましたが、同規模の他府県と同程度であるということ、同規模の他府県の状況を基準に考えるということは考え方としては妥当なのかなと思いますので、この改定案に賛成でございます。

会長：他にご意見ご質問等ございますか。

委員：先ほどの比較が、本県人口規模と類似の比較をしていて、今回は２９年以降、報酬を改定した他の県ということで、これは額というよりも改定率を参考にするために上げたということかもしれませんが、私たちが判断する場合に、前回、その前の知事な

どと同じような感じで、人口規模類似県という、だいたい業務も同じなので、均衡が取れているというのがあるとより分かりやすかったということですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

三井次長：知事、副知事は意外と県で横並びの金額ですが、ここに例示してある県の代表監査員は、その県独特の考え方もあるようで、かなり上下ばらつきがあり、平均を取るとするのはなかなか難しいと思います。ただ、今回はその平均をとって61万円としましたが、今回は職務の重大性を鑑みて、少し増額をさせていただいた。本来でいえば、他県横並びの業務なので他県が上がったかというのは多分あるとは思いますが、金額だけ見ると代表監査員は県の考え方がかなりあるのかなと感じましたので、今回は上昇率を加味させていただいたというところでございます。

委員：東京都と同じ業務というのは、バランスが当然取れないと思いますが、業務としては同規模の人口の県の額の表がもう一つあれば比較しやすかったと思いました。

三井次長：委員のご指摘もごもっともだと思いますので、資料を作りまして、メールでご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：そうしますと、今のお話は、資料2-1に挙げられている財政力指数類似県の代表監査委員のリストを追加でいただけるということでございますね。お手数ですが、よろしくお願いいたします。その中で、山形県さんだけ、重なっていくのかなと思いますけれども。

それではこの代表監査委員の給料の改定の必要性につきまして、追加の資料もこの後いただくということではございますが、多くのご意見いただいた上で、概ねの方法としては、事務局案のとおり、答申案を取りまとめるということではよろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、行政委員の報酬の1月当たりの支給上限額の見直しの必要性の有無を議題とします。事務局からご説明をお願いいたします。

三井次長：続きまして、資料2-3、9ページをご覧ください。行政委員等の報酬につきまして、1カ月あたりの支給上限額の見直しについてご説明をさせていただきます。行政委員等の報酬につきまして、記載はない事項になりますが、地方自治法において、勤務日数に応じて支給することとされてございます。勤務実態に特殊事情がある場合は、特別に条例で定めるとされてございます。本県では、昭和38年に山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例を施行しまして、委員会の開催状況や職務内容等を踏まえ、教育委員会、公安委員会等は月額制、収容委員会内水面漁業管理委員は日額制としてございました。しかしながら、大阪高裁において勤務日数が少ない、例で言いますと、月に2回程度においては、日額報酬が妥当との判断が示されたことも踏まえまして、平成22年度に月額制から日額制へ変更し、前回の改正時に月額制から日額制へ変更した行政委員に係る経過措置として、当分の間は改正前の月額報酬額を月あたりの支給上限額とすることとされてございます。ただし、経過措置の取り扱いにつきまして、今後、全国的に見直しがある程度進んだ段階で、その動向を踏まえ、改めて上限額設定の要否などを検討することとされてございます。それぞれの日額報酬と一か月あたりの支給上限額を記載してございます。

それでは10ページをご覧ください。各行政委員会において、令和4年から6年にかけて1か月あたりの上限を超えて勤務していただいた状況は表のとおりとなっております。公安委員会や監査委員などでは、上限を超えて勤務していただいている実態がございます。また、勤務日数の上限を設けている都道府県は、大阪府と山形県の

2府県にとどまっております。そのため、事務局案といたしましては、支給上限額を撤廃することとしまして、令和8年4月から適用したいと考えてございます。その理由としまして、まず1か月あたりの支給上限額を設けている都道府県が2府県にとどまっていること。また、勤務日数が上限を超過する主な要因としまして、本来では定期的な会議に加えまして、臨時の業務、イベント対応など業務を正確に記入するものであるため、上限を撤廃することで活動回数の制限がなくなり、業務への柔軟な対応が可能となることが期待されること。以上をもちまして、このような案を示してございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長：はい、ご説明ありがとうございました。それでは皆様からご意見ご質問を頂戴したいと存じます。いかがでしょうか。

委員：初歩的な質問にはなるかと思いますが、上限超過合計回数が委員ごとに記載がされていると思います。特に監査委員の非常勤の議員さんは60回合計があるということなのですが、これを上限撤廃することになると具体的にいくらぐらいの報酬になりますか。

三井次長：具体的にはこの回数かける日額となると思いますが、監査は期間をまとめてやるということがあるので、どうしても超えてしまいます。他の委員会などはやはり上限が決まっているので、本来であればもう少しやっていただきたけれど、お願いできないという状況がございます。各委員会からできればやっていただきた、委員さんもやりたいというご意向もございますので、上限額の撤廃ということで出させていただいたところでございます。

委員：60回というのはこれは年間ということですか。

三井次長：3年間でございます。

委員：基本的な質問で申し訳ないですが、上限額が設定されている理由はでしょうか。

三井次長：少ない時にも月額、多い時にも月額というのが好ましくないということで、基本的には日額に変えました。その時にある程度月額に縛りを入れましょうということだったと思います。以上でございます。

委員：もともと月額だったもので、その月額の目安が上限として、継続して設定されたということですね。

三井次長：はい。そのとおりです。

委員：3年間でこれだけの回数が上限を超えて実際勤務をされているというところは、実際、今の支払いというのはどうなっているのですか。

三井次長：上限額が決まっていますので、その金額までしかお支払いできないということになっております。

委員：監査委員の非常勤の方は年間で20回ほど超過しているけれど、もらえる金額は上限までという解釈でしょうか。

三井次長：はい、そういうことでございます。

委員：はい、わかりました。

会長：委員、お願いいたします。

委員：前回、平成22年の改正の考え方で、当面は改正前の月額報酬を月当たりの上限とする経過措置を講ずることとし、とありますが、前回の時点では、他にも多くの都道

府県で上限額が決められており、今年に至るまでに、この2府県以外は撤廃が進んできたということでしょうか。

三井次長：山梨県がこの改定をしたのがかなり早い段階だったというところで、上限額を設定するかどうか、他の県の動向はつかめないところがありました。それで今の段階では2府県しかないということになっておりますので、判断の根拠ということにさせていただきます。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：監査員の非常勤の方で一年間あたり20回ぐらい超過しているということは、例えば、0回の月もあって、5、6回いらっしゃる月もあるという時にも、超過したのも切り捨てられるけれども、それをゼロの月に回すということができないということでしょうか。

三井次長：あくまでも日額、勤務実態で合わせてということですので、当然監査は時期がありまして、毎日監査をする月と、当然全くない月というのはどうしてもございますので、本来ではそれをならせばいいんでしょうけれども、月額上限というところがネックになってございます。

会長：本来であれば、お支払いすべきところを今までは払いたくても払えなかったという状況だということでしょうか。

三井次長：はい、そのとおりでございます。

会長：よくわかりました。

会長：他にご意見ご質問等はございますか。では、いろいろとご意見いただきましたけれども、ご意見の概ねの方向性としては、事務局案のとおり答申案を取りまとめていただくということでよろしいでしょうか。では、どうぞよろしくお願いします。

はい、では続きまして、従前から日額としていた委員会委員等の報酬額の改定の必要性の有無を議題といたします。事務局からご説明をお願いいたします。

三井次長：それでは続きまして、資料2-3、11ページをご覧ください。先ほど説明をしました従前から日額としておりました収用委員などの報酬につきましては、前回の改定時に、今後、他県の動向を踏まえる中で検討していくということとされてございます。

各委員会の報酬に関する考え方について、それぞれ説明をさせていただきます。

まず、1の収用委員会の会長及び委員につきましては、教育委員会など他の行政委員と比較しまして、職務の責任範囲、判断権限、専門性の程度に多少違いはございますが、基本的な職務や責任は同様でございますので、他の都道府県の平均を参考にしつつ、本県における他の行政委員との均衡を考慮して定めたいというふうに考えてございます。

次に、労働委員会のあっせん委員、収容委員会のあっせん委員、仲裁委員、鑑定人、参考人につきましては、それぞれ職務の責任範囲や判断権限、専門性の程度に差異がございますが、基本的な職務及び責任は他都道府県と同様であることから、他の都道府県の平均を参考としつつ、本県におけるそれぞれの委員との均衡を配慮して定めたいというふうに考えてございます。

次に、3の内水面漁場管理委員会の会長及び委員につきましては、本県と同様、海に面していない奈良県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、岐阜県、滋賀県を類似県としまして、7県の平均を参考として定めたいというふうに考えてございます。

最後に、4の附属機関の委員につきましては、地域を限定せずに専門性等を踏まえた中で、適切な人材を選任する観点から、全国の都道府県の平均を参考として定めたいというふうに考えてございます。なお、現行の報酬額は、これらの考え方に基づいた場合には、他都道府県の平均を全て下回っているという状況にございます。

最後に12ページをご覧ください。事務局案についてご説明をいたします。現行の日額の報酬額は、他都道府県の平均を下回っておりますので、先ほど説明いたしました各委員等の報酬に関する考え方、また、本県における他の行政委員等との均衡を考慮し、それぞれ他都道府県の平均額を目安として、改定案に記載のとおり、それぞれ引き上げることとし、令和8年4月1日から適用したいと考えてございます。ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

会長：はい、ご説明ありがとうございました。それでは委員の皆様からご意見ご質問を頂戴いたしたいと思います。

委員：収用委員会について金額に差額がものすごくあると思いますが、何か他県が大幅に改定したといった理由があるのであれば教えていただけますでしょうか。

三井次長：月額だった報酬の改善がメインで行われたと思います。収用委員会につきましても、人事委員会といった委員会と同様に、委員さんは関係の団体の方からご推薦をいただき、しかも議会の承認をいただいております、職務の責任で言えば同じようなものなのですが、元々前回の改定の時に月額であったものを日額にした、日額だったものをそのままにしたというところで、その辺りが少し議論されていなかったのかなという実感がございます。

そのため今回は同じような職責、当然権限もあるにもかかわらず、これだけの差額がある、他県も高い水準のお金を支払っているということもございますので、その辺りの横並びを今回はしっかりとさせていただきたいと考えて、事務局案を作成しています。以上でございます。

委員：今の質問に関連して、収用委員会の会長さんと委員の方、他の改定案はおおむね全国平均日額と足並みを揃えていると思いますが、会長と委員のところだけ、全国平均を超えて設定されているのは、それだけ負担が大きいということなののでしょうか。根拠を教えていただければと思います。

三井次長：やはり会長さんと委員さんはかなり負担がございまして、他の委員さんは、臨時的に案件毎に指名されるというところございまして、ほぼ活動がない状態でございますので、全国の平均を見ながら、事務局案を作成いたしました。

会長の3万5千円と委員の3万1500円は教育委員、人事委員、そういった方々の会長委員と同じ金額になってございます。

委員：ここは、全国平均というよりも、県内の他の委員さんとのバランスを鑑みたという考えでしょうか。

三井次長：はい、そのとおりでございます。

会長：他にご意見ご質問等ございますか。

委員：これはぜひ言いたいことがございます。附属機関の委員の報酬について、日額1万2千円に増額するところは評価できることかなと思いますが、私もいくつか附属機関の委員をさせていただくことがありまして、そこで担う業務、会議自体の拘束時間、その準備も様々かなと感じているところです。

委員会によっては専門的な知識が必要ですし、そのために準備や先例の調査も必要なものもあります。場合によっては、事後的な報告書とかの起案であったり、その検討を求められたりするというような委員会もございます。そういった場合に、一律に会議開催の日額報酬で算定すると、その会議が開催されてない時の労力は十分に反映されていないという結果になってしまうところがあります。私の所属する会からも委員の推薦がされておりますが、私に関わっている限られている分野でもやらなければならない労力に対して報酬が低廉すぎて、なかなか委員を推薦するのが難しい。なり手がいないなということが生じてきているというような場面もございます。

そういった会議以外に要する時間も反映していただけたり、委員会の拘束時間についても長時間となる場合などにはタイムチャージ方式で一時間いくらというようなところで算定できるような柔軟な、労力に見合う報酬が支払われるような仕組みというものもご検討いただきたいと思います。

三井次長：ただいまのご意見、お答えさせていただきたいと思っております。今回、皆さんに時間を割いていただいて、集合していただいて、9,800円しかお支払いができない。事務局としても非常に心苦しい部分がございます。全国平均ということで今回考えさせていただいておりますが、やはり社会そのものがすごく複雑化しております。附属機関の委員さんに考えていただく事案が、非常に複雑化し、なおかつ長時間ご検討いただくということが非常に増えているように思われます。もともとの考えでは、だいたい2時間くらい来ていただいて、事前に勉強していただいてという、単価ですので、先ほど委員からいただいたように、事前にかなり勉強していただいて、何時間もかけて意見集約をしていくという場面もございますので、しっかりご検討いただく場合は、しっかりこちらの方も応えたいと思っております。タイムチャージというところもしっかり検討していきたいと事務局では考えてございます。以上でございます。

会長：大量の資料を事前に読み込んで、事案に関して読み込んでいかなければいけないという話もよく聞きますので、ぜひご検討いただけたら幸いです。

では他にご意見ご質問ございますか。では、概ね皆さんからの議論を出尽くしたかなというところでございますので、ご意見の概ねの方向性としては、事務局案により答申案をまとめていただくということでよろしいでしょうか。では、取りまとめの方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事につきましては、一通り議論ができたかと思っておりますので、今後の審議会の日程につきまして、事務局よりお願いいたします。

三井次長：今後のスケジュールについてでございますが、ご都合の悪い委員さんができるだけ少ない日程で調整をさせていただきました。次回は11月17日、午後2時からお願いしたいと考えてございます。資料等ができ次第、お配りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。スケジュールはご意見等がなければ事務局案のとおりにしたいと思います。

はい、よろしいですね。では、以上で予定の審議を終了いたしました。それでは、本日の審議の結果を踏まえて、答申案を作成していきたいと存じます。次回は答申案をご審議いただきまして、答申の最終のまとめとしたいと思います。では、以上で本日予定されました議事は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

司会：会長、ありがとうございました。委員の皆様には貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本日の議事録につきましては、要旨を取りまとめの上、委員の皆様にもご確認いただきまして、ホームページで公開いたしますので、ご承知おき願います。

以上をもちまして、第1回特別職報酬等審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。